

平成 16 年 12 月 9 日

各 部 局 長 殿

図 書 館 長  
(公印省略)

電子ジャーナルの適正利用について(依頼)

附属図書館では、電子ジャーナルや二次情報データベース等、全学で利用できる研究情報基盤の整備・向上に努めるとともに、電子ジャーナルの適正な利用を周知することに努めています。

しかしながら、平成 16 年 11 月に電子ジャーナルの適正利用の範囲を逸脱する大量ダウンロードの行為により、契約元の米国 ACS (American Chemical Society) から 2 回に渡るアクセス停止措置を受ける事態が発生しました。

悪意はなくとも、不正利用の発生は東北大学全体のアクセス停止措置になるなど、本学の研究・教育に多大の影響を与えるものであります。

ついては、本学における電子ジャーナルの利用契約条項を厳守するため、貴部局構成員(教員・学生等)に別紙文書をもれなく周知くださるようお願いいたします。

# 電子ジャーナル利用は適正に

附属図書館

---

電子ジャーナルの利用者は、下記の契約条項を厳守してください。

1. 利用は本学の構成員に限定されています。
2. 利用は個人利用に限定され、その限りにおいて、著者・タイトルの1件毎にダウンロード、および、印刷が認められ、それ以外の利用は一切認められておりません。
3. 手動、ソフト使用にかかわらず、特定巻号全体にわたる論文の短時間でのダウンロードは、特に禁止されています。
4. ダウンロードしたデータは個人的な目的のために保存することはできますが、データの改編や第三者への再配布はいかなる媒体でも禁止されています。
5. ダウンロードソフトを使用しての論文の大量取得は、利用者の意図にかかわらず契約違反とみなされます。

---

Users of the electronic journals are requested to follow the rules of contract specified below:

1. The members of Tohoku University from the Tohoku University IP addresses only are authorized to have access to the electronic journals.
2. We may download, printout and store data from the electronic journals only for our personal use.
3. We must prevent a download of articles from a whole issue whether manually or automatically.
4. We must prevent a transfer to third parties and alteration of the data downloaded from the electronic journals.
5. Use of automating software to carry out massive download of articles may be regarded as violation of the contract regardless of the intention of the user.

参考（過去の事故例）:

- (1) 帰宅してから論文を読もうとして、手動で（マウスを使って）短時間に急いで特定巻号の大量の論文（1時間に200件程度）のダウンロードを行なった。
- (2) 帰国を直前にひかえて、読むべき論文を短時間に大量にダウンロードした。
- (3) 操作になれていないフリーソフトウェア（ブラウザ）を使用して電子ジャーナルを閲覧していたら、知らないうちに全件ダウンロードする操作を行っていた。